

令和4年度 中井町行政評価（外部評価） 概要

日程：令和4年10月17日（月）
会場：役場庁舎3階 3A会議室

【スケジュール】

◎令和4年10月17日（月）

時間	事業名	担当課
13：30～13：40	開会・ガイダンス	事務局
13：45～14：35	消防団運営事務	地域防災課
14：40～15：30	有害鳥獣駆除	産業振興課

【評価の進め方】

実施内容	時間
担当課による事業説明	20分
質疑応答・議論	20分
評価決定・講評	10分
合計	50分

【評価基準】

- A：現状どおり事業を進めることが適当（適当）
- B：事業の手段・効率性を改善し効果が高めることが適当（改善・継続）
- C：事業目的や事業主体など抜本的な見直しが適当（抜本的な見直し）
- D：事業の休・廃止を検討（休・廃止）

【委員】

- 評価委員：諸坂委員（委員長）、大原委員、村山委員
- 公募委員：曲淵委員

1. ガイダンス

事務局より行政評価の目的、外部評価の進め方、スケジュール等について説明。

2. 事業説明・質疑応答・評価

（1）消防団運営事務

【事業説明】 13：45～14：05 [担当課：地域防災課]

【質疑応答】 14：06～14：26 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

◎：消防組織法第9条の消防機関と、15条の消防団とは横並びの位置付けなのか。

- ：そのとおりです。
- ◎： 26 頁で「町民に対して、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらうこと。」「団員に対して活動しやすい環境を提供し、魅力ある消防団運営を行うこと。」とありますが、私自身は十分認識していますが、住民には存在意義や役割が浸透しきっていないなど、身近に感じていない部分があると思う。
- 異常気象等による災害時は、本署ではなく身近な消防団が頼りになると考えているが、消防団員のなり手がいないという説明もされた。少子高齢化等で平均年齢が上がっていくのはやむを得ないと考える。現在の消防団の定年は 45 歳ということだが、一般的な 45 歳であればまだまだ十分活躍できると思う。男女関係なく、こういった部分をもっと PR していただきたいと思う。
- ◎： 消防団員については、有事に対応するため日夜訓練をされていると認識しているが、説明では、平日昼間の招集できる消防団員が非常に少ないという話であった。地域住民としては大変頼りにしているが、有事の際の消防団としての役割について、消防団員がどの程度認識しているのか。
- ： 昼間の有事の際に、なかなか団員が集まらなると説明させていただいたが、現在、団員が集まらないために消防車が出動できないといった状況までは至っていない。しかし、大規模災害の発生時には、マンパワーが必要であると考え、町外勤務の団員が多い場合、到着が遅くなるといったことも懸念されている状況である。現在、中井町の消防団員は定員に対し充足率が 90.7%と他町よりは高い状況ではあるが、町外勤務者が多いといった状況からも、消防団 OB や消防のことをある程度把握しており、すぐ現場に急行できるといった機能別消防団員についても検討している。
- ： 訓練出動報酬と、警戒出動報酬とは。
- ： 災害出動報酬は実際の災害で出動したときの報酬です。訓練出動報酬は町等が実施するホース中継訓練や普通救命講習会等に出席した団員に 1 回あたり支給する報酬であり、日頃の機械点検は該当しません。警戒出動報酬は春季、秋季の火災予防運動、年末警戒等に警戒員として出動した団員に支給するものです。これらについては、令和 4 年 4 月 1 日の条例改正に基づいて適用し、前期分と後期分をそれぞれ団員個人の口座に振込します。
- ： 本日のプレゼンテーションでは、現在の中井町の消防団の状況、他の市町村よりは若干状況は良いものの、今後の少子高齢化を考えると、やはり問題は深刻化していると危機感を感じた。重要なことは、同じような危機感を住民がどの程度持っているかがテーマであると考え。これには、町として消防団勧誘のチラシだけではなく、消防団の危機的状況であり災害時のデメリットなどをしっかり伝え、住民の皆さん一人一人に危機感を持ってもらう政策に加え、報酬改正等についての情報開示も効果的かつ的確に行うことが重要であると考え。説明では既に 45 歳以上の消防団員が 8%いるとなっているが、条例上は 45 歳未満となっており、現状条例違反となっている。これは公金を支払してはいけない方に支払っていることになり、地方財政法違反にもなってしまうため、早急に条例改正をしていただきたい。

また、被雇用者が 83.2%と非常に高い状況であるが、充足率 97.7%となっており、現時点では深刻な状況ではないが、5 年度 10 年後 15 年後 20 年後といったように、少子高齢化が進展する中での今後のシミュレーションを出し、何年後に危機的状況に陥るかを把握しておく必要があると考える。これにより、最悪なシナリオにならないように、事前に条例改正や、住民の意識啓発をして危機感を共有するなどといった、仕掛けをしていくことも検討したほうが良いと考える。定員数についても、昭和 33 年の 180 人を基準とし、地域防災活動において、何人の住民に対し何人必要なのかといった科学的なデータをベースに定員を割り出していくなど、見直しをすべきであるとも考える。

- ： まず、条例での年齢の規定については、18 歳以上 45 歳未満となっているが、但し書きで、「団長が特に必要と認めたものはこの限りではない」としており、45 歳以上の団員については、この但し書きの規定をもって団員を確保している。また、年齢の引き下げについては、令和 4 年 4 月に成人年齢の引き下げに伴い、これまで 20 歳以上だったものを、18 歳以上のものという条例の改正をさせていただいている。ただし、定員の 128 名については、しっかりとした根拠で定めているわけではないため、今後様々なシミュレーションを実施し、何人の住民に対して何人の団員が必要なのかということも含め、検討していきたいと考える。
- ： 予算的な措置は足りているのか。
- ： 災害の出動報酬が予算の上限を超える可能性があると考えている。しかし、現状は大きな災害もなく予算内で収まっている状況である。

【評価】 14：26～14：30

- ◎： B 評価。消防団に対しては、今後必要不可欠な組織ということであるが、本日指摘されたこと改善していただきたい。
- ◎： B 評価。会長の指摘事項も含めて、団員の事故や怪我への対応なども広報活動に組み込み、安心して活動出来るようにしていただきたい。担当課も課題等をしっかりと把握しており、それらに真摯に向き合っており、何とかしたいという気持ちが表れていたため、いち地域の住民として期待したいという気持ちから B 評価。
- ： B 評価。行政の消防団への考え方を知ることの出来る良い機会であった。日々頑張っている消防団員に対する、地域住民の理解が浸透していないのが残念である。地域広報活動で周知をお願いしたい。
- ： B 評価。今、委員がお話しされたように、住民の消防団への理解度の低さは、自治会等の町内会の衰退など全国的な傾向と同じで、問題を抱えていると考える。日本人の特性として、行政への依存度が高く、自発的に町のために動くといった意識が低いと感じる。ドイツやフランスを研究すると、自分たちの町のことは自分たちで決めるため行政が勝手に決定することを好まない意識が強い。行政からの広報の仕組みも、消防団になりませんかという書き方ではなく、消防団の現状を述べながら、町民の意識改革を積極的に進めていくような広報の仕方を検討していただきたい。現状のマネジメントを継続していくが、将来的に危機的な状況になる可能性あるため、危機感

を持ち有効な手段を講じてもらいたいという評価のため、B評価とした。よって、委員会としてB評価と決定する。

【結果】 B評価

(2) 有害鳥獣駆除

【事業説明】 14：40～15：00 [担当課：産業振興課]

【質疑応答】 15：00～15：20 ●委員長、◎評価委員、○公募委員、□担当課

- ◎： 今までの取り組みの形で、ある程度鳥獣被害は、押さえてこめていると認識されていますか。
- ： はい。特に、被害が大きいイノシシについては、様々な取り組みを始めてから捕獲数が徐々に増加し、現在 150 頭という頭数まで増加しています。逆にこの 150 頭が捕獲されてなかったということを考えると、被害の大きさがどの程度になったのか想像もつかない。畑への侵入の農作物被害についても、軽く掘ったり、法面を崩したり、被害の大きさは様々ですが、重機で掘り返したような被害もあり、原状復旧にどの程度費用が掛かるか想像できないような被害もあります。これらの状況を考えると、150 頭の捕獲は被害軽減につながっていると考えます。
- ◎： 農業従事者にとっては深刻な問題だと思う。直接関係のない人達は、こういった深刻な状況であるといった認識はないと思う。地域で対策をとっているということだが、地域住民に周知し、地域全体で取り組むべき問題であることを、改めて認識した。
- ◎： 鳥獣対策の 3 つの基本対策を挙げているが、大変気になっているのが耕作放棄地の問題である。町内でも後継者不足などから耕作放棄地が増加しているが、この問題に対し他課との連携をどのように図っているのか。
- ： 直接的に他課と連携は行っていないが、人農地プランを推進するとともに、新規就農者の募集や、新規就農者が移住できる空き家の活用等を企画課と連携できればと考えている。
- ： 鳥獣対策は、根本的な解決を目指すとする里地里山再生ということになる。里地里山が崩壊したことにより、これまで奥山にいたイノシシ等が住宅街に出てきてしまっている。本来であれば、奥山、里山、人間の集落と地理的に 3 分割できるエリアで、イノシシやシカは奥山にしか生息しなかった。里山という人間の手が入り整備された山林には、野生動物は敏感に感じて人の領域には入ってこないというのが昔の考え方であったが、林業の衰退や田畑の衰退により里地里山がなくなったことによって、里地里山が奥山化してきてしまった。また、同時に人間の集落も宅地開発等により奥山の方に接近してきた。動物が人間に近づき、人間も動物に近づきすぎたという科学的なエビデンスも出ている。獣害対策は単にイノシシ等を捕獲するのではなく、根本的な問題として里地里山を再生する事業と連動していかなければならない。また、少子高齢化等による耕作放棄地や休耕地の増加も公衆衛生的な観点から看過できない問題である。獣害対策は、耕作放棄地対策と里地里山再生を連携して展開していくこと答えとして出ているため、中井町がどうしていくではなく、これらを研究しアプローチしていただきたい。
- ： 特段の質問はないが、他人事としてはいけないと感じた。我々も動ける世代なので、そういった世代が動かなければいけないと改めて感じた。

- ： 法的な観点から、6頁に有害鳥獣の捕獲状況が記載されているが、シカ、イノシシは在来種のため根絶してはいけない。保護管理していかなければならない。減ったら増やす、増えたら減らすというのが鳥獣保護管理法である。本来であれば神奈川県が中井町に生息しているイノシシが何頭いて、何頭捕獲しなければいけないかといった数字を押さえているはずである。昨年は150頭捕獲したということだが、150頭の駆除数が中井町に生息しているイノシシの頭数に対して多いのか少ないのか。150頭捕獲するのがゴールではなく、前年と比較するようなものでもない。神奈川県が押さえている数字等は把握しているか。
- ： 町の鳥獣捕獲計画では年100頭捕獲することとなっている。令和2年3年の目標数値は70頭となっているため、約倍の数を捕獲している。
- ： 計画で捕獲目標100頭としているのであれば150頭も捕獲してはいけないのではないか。四国ではヒグマを捕獲しすぎて、絶滅危惧種にしてしまった事例がある。
- ： 計画の捕獲数は、近年の捕獲数の平均をとったような形で位置づけている。実際に150頭捕獲はしたが、それで農作物への被害が減ったかという点、そういった状況にはなっていない。
- ： ハクビシン、アライグマ、アナグマは外来種であるため、根絶してしまっている。役場と現場で捕獲作業している方々と情報共有をしていただきたい。また、獣害対策は中井町だけ頑張っても意味がなく、広域で実施していく必要があるが、そういった動きはあるのか。
- ： 南足柄市、大井町、山北町、松田町、開成町、中井町の1市5町では、協議会を設置して対策を検討している。また、秦野市、大井町、松田町、中井町の1市3町でも協議会のようなものを設置し対策を検討している。1市3町では、本年度に同日に銃器で駆除することも実施予定である。
- ： 予算的な観点から話をさせていただく。獣害対策として重要なことは、生まれる数より多くの数を捕獲しなければいけない。捕獲数より生まれる数が多ければ減っていかない。継続費を組み、2か年分の予算を1年で執行することにより捕獲頭数を増加させると、一気に沈静化することになる。出産期の前にメスを捕獲できるよう、出産期の前に予算を投入することも重要である。毎年、少額ずつ予算を投入し駆除してもエンドレスゲームのように終わりは来ない。本来は単年度の予算を拡充すればよいのだが、昨今の財政状況を考えると、継続費を組んで複数年の予算を1年で執行し、対策を講じるといったことも検討すべきである。

【評価】 15：20～15：25

- ◎： B評価。この事業は、農業者のことを考えれば必要な事業だと思います。ただし、先ほど来の会長からの知見を参考にし、改善し効果を高めてもらいたいという考えからB評価でお願いしたい。
- ◎： B評価。改善点はあり、簡単にいかないとは思いますが、計画的に取り組んでいただきたい。

- ： A評価。改めて有害鳥獣対策について知ることができた。まだまだ自分たちができると感じる。自分たちの世代で話していきたいと感じた。
- ： B評価。中井町の施策がどうかではなく、全国の鳥獣被害に対する対策についてまだまだ改善すべきところはあるだろうと考える。先ほどの広域連合の話や、継続費の話は、有害鳥獣の担当課だけではなく、里地里山の農地改革の担当課等、様々な課と連携し、多角的に研究する余地があると考え。そういう意味では、生態系を保全するという観点も踏まえた上で、この鳥獣害という、動物に対してどう接していくのかってことは考えていかなければならないと考える。

また、町民にも鳥獣に対しての知識や意識などを普及啓発する必要があると考える。農家の方々の獣害の問題はあるが、その畑の所有者が、不要になった作物を、その辺に捨ててしまっていることが、結局自分たちでイノシシを呼び寄せてしまっている。自分たちでイノシシを呼び寄せておいて、農業被害だと主張するのも問題であると考え。自分たちで自己防衛できるところは自己防衛していかなければいけない。例えば、柵を作るなど、何でも補助金に頼るのではなく、自分たちで農業を選択したわけであり自己責任でやるべきものである。しかし、それら獣害対策に税金で補填しなきゃいけないのかといった意見が出てもおかしくはない。自助努力ではどうしようもないところを、公助という形で税金を投入するためには、矛盾を一つ一つクリアにしながら、住民の意識改革を変えていく、意識改革をしていくってことも担当課としては重要な仕事であると考え。

野生動物も命であり、野生動物には罪はないので、極力不要な命を殺傷しないような手だてを考えなければいけない。またその捕獲してしまった、イノシシの肉などを学校給食に使うといった食育を通じて、野生鳥獣との問題と我々の生活に接点を設けるなど、捕獲された肉をうまく活用するようなことも少し片隅に頭置きながら検討していただきたい。まだまだやるべき仕事はあるのかなという意味で、期待を込めて建設的な見解としてB評価をつけたいと思います。

【結果】 B評価